

## 2 個別課題の解決に向けた重点課題（施策）

### （1）地域による包摂の推進

#### 【現状認識と課題等】

犯罪をした人等の中には、釈放後に社会的な支援が必要であったにもかかわらず、適切に支援につながらなかったため、生きづらさを解消できないまま再び犯罪に至り、社会と矯正施設等を行き来する負の連鎖から抜け出せないという状況の人もいます。

このような負の連鎖を断ち切るため、犯罪をした人等の社会復帰のための支援は、国、県、市町村、学校教育機関、民間団体等において様々な形で実施されています。

本県では、こうした支援の実施主体である関係機関・団体の組織的なネットワーク構築のため、令和5年9月に千葉県再犯防止推進連絡協議会を設置し、関係機関・団体の連携構築と再犯防止の取組を推進してきました。また、前章で記載した犯罪をした人等の「社会復帰に向けた包括的支援体制の整備」（出口支援）において、福祉的支援を受けることが望ましい人に対して、矯正施設入所中から関係機関・団体が連携し、出所後の社会復帰や生活再建に繋げてきたほか、各機関・団体においても会議や研修、個々のケース対応等を通じて連携を深めてきました。しかし、ケースによっては対応に苦慮する（必要な支援が行き届かない）場面も見られることから、今後、こうした支援の実施主体である関係機関・団体の組織的なネットワークを更に強化していく必要があります。

再犯防止推進法第4条第2項において、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」と規定されており、同法第8条第1項において、都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定めるよう努めなければならないとされています。

県内でも再犯防止推進計画を策定している市町村は増えてきてはいますが、その数は令和7年4月現在で、54市町村中17市にとどまっています。また、市町村によって再犯防止の取組に差があることも事実です。本計画が目指す「誰もが暮らしやすい千葉県」の実現のためには、市町村によって支援にばらつきがあるのは望ましいことではありません。そこで、県内の全市町村が再犯防止推進計画を策定できるよう支援していく必要があります。

また、地方公共団体が犯罪をした人等の社会復帰のための支援に取り組むためには、現状では、犯罪をした人等に対する処遇や社会復帰を促進するに当たっての知見や情報、支援のノウハウが不足しています。

さらに、犯罪をした人等の中には、貧困や障害、依存症や十分な教育を受けていない等複数の要因を抱えており、従来の国が中心の更生保護施策だけではそのニーズを把握し十分に対応することが難しく、結果として「地域にこぼれ落ちる」人もいることから、その人にあった適切な支援が受けられるよう、地域の様々な機関や団体が連携し、情報を

共有した上で、それぞれの専門性を生かした支援を行っていくことがますます重要であるといえます。

こうした状況を踏まえ、県・市町村、国、民間団体の間で、専門知識や経験を有する機関や団体との垣根を越えた連携をこれまで以上に強化し、国との適切な役割分担のもと、個々の必要性に応じ、地方公共団体が提供する住居や就労、保健福祉、教育等の各種行政サービスや民間団体による支援への円滑なつなぎ、フォローアップを可能とする連携、協力の仕組みの構築等に引き続き取り組んでいくことが必要と考えます。

そこで、第一次計画の「県・市町村、国、民間団体の連携強化」からさらに進めて、犯罪をした人等を地域社会の一員として、地域のセーフティネットの中に包摂し、地域社会に受け入れていく、すなわち地域による包摂を推進していきます。

## 関東更生支援ネットワークの御紹介 【関東矯正管区】



「関東更生支援ネットワーク」を御存じですか？

2021年（令和3年）6月、法務省の関東甲信越・静岡地域を所管する地方機関である東京矯正管区（※当時）と関東地方更生保護委員会がタッグを組んで立ち上げた、罪を犯した人・組織をつなぐネットワークです。（※令和7年4月から関東矯正管区に名称変更しました。）

罪を犯した人たちの更生支援に興味関心がある方であれば、どなたでも無料で会員登録できますので、実際の支援に携わる更生保護、矯正、司法、医療、教育、福祉関係者以外にも、自治体関係者、学生、NPO、民間事業者等、多彩なバックグラウンドをお持ちの方に多数登録いただいています。（令和7年11月20日現在の登録会員数 497名/団体）

活動内容は、地域の再犯防止・更生支援に関するイベント情報等を紹介する「更生支援メールマガジンアスワ」の配信のほか、罪を犯した人たちやその支援について専門家・実務家・当事者から学ぶ「再犯防止・更生支援セミナー」のオンライン・ハイブリット開催や矯正施設や更生保護施設等を実際に訪問参観する「スタディツアー」の対面開催等、会員間のネットワークづくりのきっかけとなるイベントも企画実施しています。

会員登録を希望される方（個人でも団体でも可）は、下記事務局まで、メール件名「関東更生支援ネットワーク登録希望」として、「氏名/団体名」「所属先（属性）」「メールアドレス」を本文に明記の上、お申し込みください。

【事務局】法務省関東矯正管区

更生支援企画課内

([i.kantoukyouseik.dku@i.moj.go.jp](mailto:i.kantoukyouseik.dku@i.moj.go.jp))



←QRコードからも送信いただけます。

皆様からいただいた個人（法人）情報は、法務省限りとして厳正に管理し、本ネットワーク以外には利用いたしません。

**支える 関東更生支援ネットワーク つながる**

**関東更生支援ネットワークって？**

関東更生支援ネットワークは、関東甲信越・静岡地域を所管する法務省の組織である「関東矯正管区」と「関東地方更生保護委員会」が新たに立ち上げた、罪を犯してしまった人達を支える人・組織をつなぐネットワークです。

刑務所を出るとき、**84.9%**の受刑者が「もう二度と犯罪はしない」と思っています。

しかし、**37.5%**の出所者が、出所から5年以内に罪を犯し、刑務所に戻ってきてしまっています。  
※ いずれも法務省調べ

「誰一人取り残さない、安心・安全な社会」の実現のため、関東更生支援ネットワークに参加して、一緒に罪を犯した人の立ち直りを応援しませんか？

**会員登録すると何があるの？**

- 更生支援メールマガジンの配信**  
ご登録いただいたメールアドレス宛てに、関東甲信越・静岡地域の更生支援に関するイベント（社会を明るくする運動、矯正展等）情報をはじめ、更生支援に関するトピックスを配信します。  
併せて、会員の皆様からもメルマガに掲載してほしい更生支援に関する情報を募集・配信します！
- 更生支援セミナー・スタディツアーの開催**  
会員の皆様を対象として、法務省が実施している更生支援に係る施策などをわかりやすく解説するセミナーや、矯正施設等のスタディツアーなどを企画・実施します！

**お申込みはメールで！** 参加無料！

会員登録を希望される方は、関東矯正管区更生支援企画課 ([i.kantoukyouseik.dku@i.moj.go.jp](mailto:i.kantoukyouseik.dku@i.moj.go.jp)) まで、本文に「氏名（組織名）、所属（部署名）、メールアドレス」を明記の上、メールにてご連絡ください。  
※皆様からいただいた情報は、法務省限りとして厳正に管理し、本ネットワークの運営以外には利用いたしません。 QRコードからも送信いただけます→

## 【本県における取組の方向性と概要】

- ・学識経験者や刑事司法関係機関、支援を行う民間団体、行政機関等で構成する「千葉県再犯防止推進連絡協議会」を開催し、本計画の進行管理や課題等の情報共有等に連携して取り組みます。
- ・再犯防止推進法第9条に規定された政府による財政上の措置について、再犯防止に向けた取組に係る国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地方公共団体への適切な財政上の措置がなされるよう、国に対して積極的な働きかけを行います。
- ・県内市町村に対し、県再犯防止推進計画の周知や取組についての協力依頼等を行うとともに、全ての市町村が早期に計画を策定できるよう、研修会の開催等を通じて必要な情報提供等の支援を実施します。
- ・犯罪をした人等が、市町村が行う行政サービスに円滑に結びつくよう、市町村の再犯防止担当部局が参加する連絡会議を開催する等、市町村と連携して施策の推進に取り組みます。

【健康福祉指導課】

## 【国における取組の方向性と概要】

### （千葉地方検察庁）

- ・千葉県や千葉市を始めとする地方自治体、千葉保護観察所、千葉県弁護士会、中核地域生活支援センターを始めとする福祉関係機関等と連携を図りながら、更なる入口支援の充実を図ります。

### （関東矯正管区）

- ・犯罪をした人等の再犯防止に係る施策を円滑に実施するため、各関係機関等と矯正施設の連携強化の充実を図り、切れ目のない支援の充実を図るとともに、市町村における地方再犯防止推進計画策定に向けた協力を行います。

### （千葉刑務所・市原刑務所・市原青年矯正センター）

- ・矯正施設所在自治体に対して、犯罪をした人等の再犯防止についての理解促進のための情報提供等を行うことで連携を深めます。
- ・連絡協議会等の開催を通じて、医療関係機関及び民間団体等との更なる連携強化を図り、社会復帰に向けた支援を推進します。
- ・就労先や帰住先の確保に向けて、協力雇用主を始めとする関係団体との連携強化を図り、切れ目のない支援を推進します。

### （八街少年院）

- ・施設の見学会や地域の福祉施設等での社会貢献活動を通じて、矯正行政や再犯防止施策に係る理解促進を図るとともに、矯正施設所在自治体と情報交換を行い、連携強化を推進します。
- ・県・市町村・民間団体等が主催する講演や研修会等で情報提供や意見交換等を行い、施設における矯正教育への理解促進を図ります。

(千葉少年鑑別所(千葉法務少年支援センター))

- ・施設の見学会や各種協議会等への参加及び各種講演・研修への講師の派遣を通じて、矯正行政や再犯防止施策に係る理解促進を図るとともに、矯正施設所在自治体と情報交換を行い、連携強化を促進します。

(千葉保護観察所)

- ・保護観察や更生緊急保護等の対象者の社会復帰に向けた各種施策を円滑に進めるため、関係機関・民間団体等と会議や研修会等を通じて連携強化を図ります。
- ・市町村に対し、地区保護司会及び地区更生保護女性会と連携して、地方再犯防止推進計画策定のための統計や情報の提供、勉強会の開催等を行います。

### 「入口支援」とは

「入口支援」とは、一般に、矯正施設出所者を対象とし、矯正施設から出所した後の福祉的支援という意味での「出口支援」に対して、刑事司法の入口の段階、すなわち、起訴猶予、刑の執行猶予等により矯正施設に入所することなく刑事司法手続を離れる者について、高齢又は障害等により福祉的支援を必要とする場合に、検察庁、保護観察所、地域生活定着支援センター、弁護士等が、関係機関・団体等と連携し、身柄釈放時等に福祉サービス等に橋渡しするなどの取組をいいます。

(出典：令和7年版再犯防止推進白書)

### 「協力雇用主」とは

犯罪や非行を起こした過去があるため、定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主の方々を協力雇用主といいます。

再犯をして刑事施設に入所した人の7割強が無職者であることから、再犯率を下げるには就職していることが重要であるといえます。犯罪をした人等が再犯をしないようにするためには、協力雇用主の存在が不可欠です。千葉保護観察所には令和7年10月1日現在、1,016の千葉県内に在在する事業者が協力雇用主として登録されています。

## 【民間団体等における取組の方向性と概要】

### （中核地域生活支援センター）

※ 中核地域生活支援センター事業は千葉県が実施している事業ですが、実質的な業務を社会福祉法人やNPO法人等に委託しているため、民間団体等における取組の項目に記載しました。以下同じ。

- ・他機関からの要請に基づき、各種の諸会議、勉強会等に中核地域生活支援センターの職員を派遣することを通じて、関係機関等との連携強化を推進します。
- ・司法機関等と連携した事例を、出所後の支援経過も含めて共有を図ります。

### （千葉県地域生活定着支援センター）

- ・千葉県や千葉市等の自治体の会議や、矯正施設等が開催する連絡協議会への出席、研修での講義等を通じて関係機関との連携体制の強化を推進します。

### （千葉県弁護士会）

- ・弁護士が被疑者や被告人の更生環境調整活動を行うときに適切な活動を行えるよう、弁護士の活動を支える弁護士会内の制度を充実・発展させるとともに、福祉機関との連携活動を充実・発展させます。
- ・弁護士会内の制度である、障害のある被疑者・被告人に対して一定の研修を経た「障害者刑事辩护人」を派遣する制度や、帰住地のない被疑者・被告人に対して福祉機関との連携により釈放時の帰住先を準備する「社会復帰支援活動援助」制度の充実・発展に取り組みます。
- ・弁護士が被疑者や被告人の更生環境調整活動を行うときに、中核地域生活支援センター、地域生活定着支援センター、社会福祉士会等と円滑に連携して活動を行えるよう、それら福祉機関から講師を招く定期研修を開催し、当会とそれら福祉機関との連携システムを構築・発展させる等により、更なる連携の充実を図ります。

### （千葉県就労支援事業者機構）

- ・就職活動支援・職場定着支援と協力雇用主等に対する支援を通じて、千葉保護観察所、千葉刑務所を始めとする矯正施設、千葉労働局及び県内のハローワーク、並びに千葉県保護司会連合会等と平素から連携を図ります。

### （更生保護施設（千葉県帰性会））

- ・被保護者の持つ問題性に向き合わせ、社会性を養うことを目的として、個別対象者の属性に応じた処遇や支援を充実していきます。入所中に重点的に取り組む処遇として、金銭管理指導や就労支援、SST（社会生活技能訓練）の実施、高齢者や障害を有する人に対する福祉支援の充実を図り、関係機関・団体との連携に努めます。
- ・被保護者が千葉県帰性会を退所した後も、引き続き関わりを持ち続け、彼らの悩み相談や生活支援を行う「フォローアップ」の充実を図るため、県、市町村等自治体を始め、福祉・保健・医療関係機関・団体との連携強化に努めます。
- ・地元自治体の事業に積極的に参加し、協力体制を構築していきます。

### （千葉県保護司会連合会）

- ・犯罪をした人等の再犯防止に資する事業等を行っている機関・団体等からの要請に

に基づき、同機関・団体主催の協議会の構成員となり、連携協力を進めるほか、安全・安心な地域づくりのため、更生保護ボランティアと連携を強化していきます。さらに、国の協力を得て、研修等を実施します。

(千葉県更生保護女性連盟)

- ・当連盟及び当連盟を構成する地区更生保護女性会が行う犯罪予防活動、子育て支援活動、その他再犯防止推進に関する活動を連携して推進していきます。

(千葉県BBS連盟)

- ・安全・安心な地域づくりのため、更生保護ボランティアとの連携強化を推進します。

### 刑事政策総合支援室における再犯防止の取組【千葉地方検察庁】

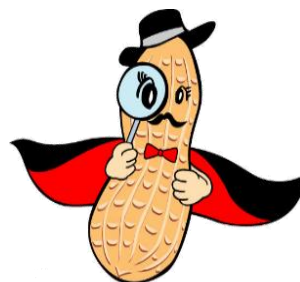
検察庁では、警察等から送られてきた事件について、検察官が捜査を行い、真相を解明して起訴・不起訴を判断し、起訴した事件については、裁判所に法の正当な適用を求め、裁判の執行を指揮監督しています。また、犯罪の防止や、罪を犯した人の更生等についても視野に入れて、捜査・公判活動を行っています。

千葉地方検察庁では、「刑事政策総合支援室」（以下「支援室」という。）を設置し、罪を犯した人の再犯防止・社会復帰支援に取り組んでいます。再犯防止・社会復帰支援は、主に起訴を猶予された人、罰金となった人、刑の執行を猶予された人等のうち、高齢、障害、生活困窮等の事情により、釈放後、独力での自立が難しく、円滑な社会復帰のためには福祉的・医療的支援が必要であって、同支援を実施することによって、再犯防止を期待できる人（以下「対象者」という。）が対象となります。

対象者が支援を受けることに同意した場合、支援室に配置された社会福祉アドバイザーにおいて直接対象者と面談をし、対象者の福祉的・医療的ニーズを把握した上、居住・就労・医療・生活等について検討し、対象者の希望も踏まえて、関係機関との連絡調整を行うことにより、対象者にとって最も有効かつ適切と思われる福祉や医療機関あるいは保護観察所につなぐ取組を行っています。

行う支援は一律ではなく、対象者の抱える問題のひとつひとつを解決に導いてくれる支援先につなぐ必要があります。支援室では、そういった様々な問題を抱える対象者について、関係機関の方々と連絡調整を密に行い、その協力を得て活動しています。

この活動は、新たな被害者を生まないためにも重要な取組です。対象者が再び罪を犯すことなく、円滑に社会復帰ができるよう、地域の関係機関等と連携を図りながら、支援に努めていきたいと考えています。



千葉地検キャラクター「らっか正義君」

## (2) 社会における居場所の確保

### ① 就労等の確保に向けた相談・支援等の充実

#### 【現状認識と課題等】

令和6年に刑事施設に入所した人のうち、再入所に係る犯行時の居住地が千葉県であった人について、再犯時に無職であった人の割合は約7割となっており、不安定な就労が再犯リスクとなっていることが明らかになっています。

犯罪をした人等の再犯防止に向けては、就労の機会を確保し、就職を支援することで、生活の糧となる収入を得て生活基盤を安定させることが重要です。また就労は、生活のリズムを整えるとともに、地域社会を構成する一員として役割を持つことにより、社会とのつながりや自己肯定感を育み、再犯のリスクを下げるという側面もあります。このことから、福祉的就労から一般就労に至るまで、個々の能力に応じて活躍できる場を確保することも必要です。

国においては、受刑者に対し、矯正処遇としての職業訓練を含めた刑務作業、改善指導、教科指導だけでなく、出所後の就労を確保するための就労支援を実施するとともに、受刑者等の就労先を在所中に確保し、出所後速やかに就労に結び付けるため、矯正就労支援情報センター室（通称「コレワーク」）を設置する等、矯正施設、保護観察所及びハローワークが連携した求人・求職のマッチングを強化しています。

少年院に入院した少年に対しては、矯正教育として職業生活指導、自立援助的指導及び職業能力開発指導を実施し、キャリアカウンセラー、ハローワーク職員による講話や社会福祉士による面接を実施していることに加え、刑務所と同様にコレワーク、ハローワークを通じた就労支援を行うことで、求人・求職のマッチングを強化しています。

また、刑務所出所者等を雇用し、改善更生に協力する民間の事業主である協力雇用主の開拓・拡大、刑務所出所者等就労奨励金制度の導入、国による保護観察対象者の直接雇用等の様々な施策が実施されています。

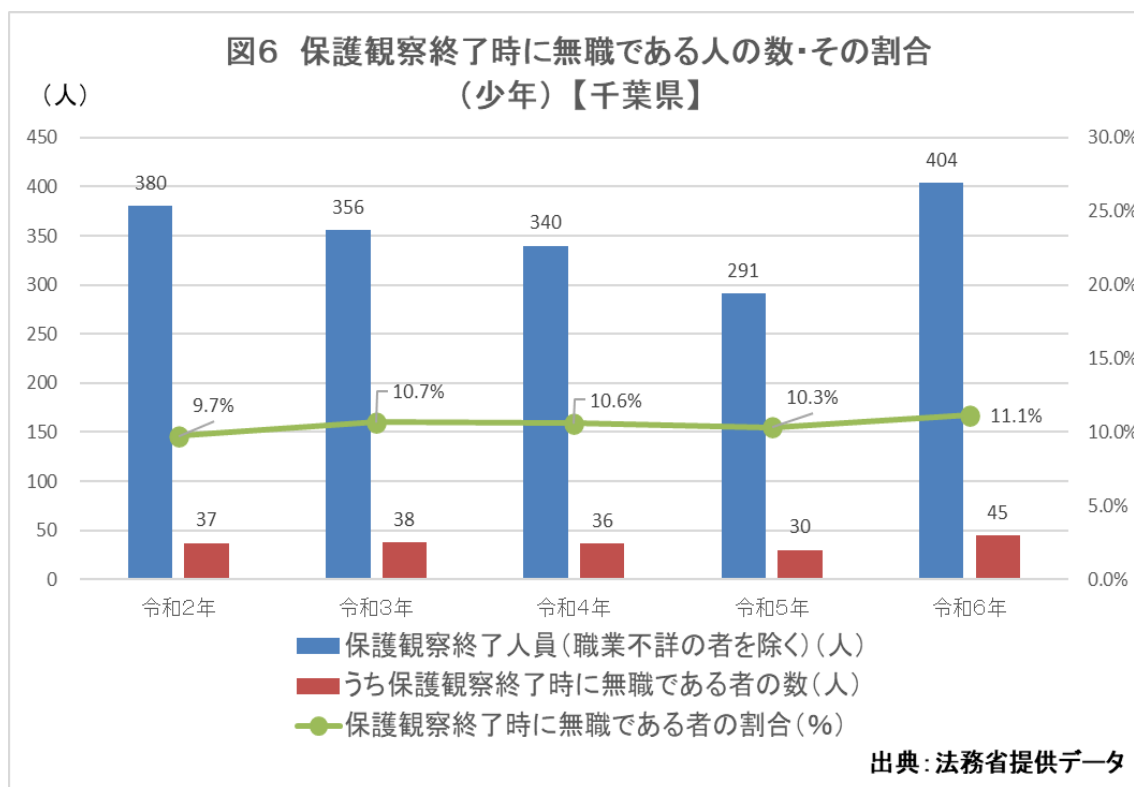
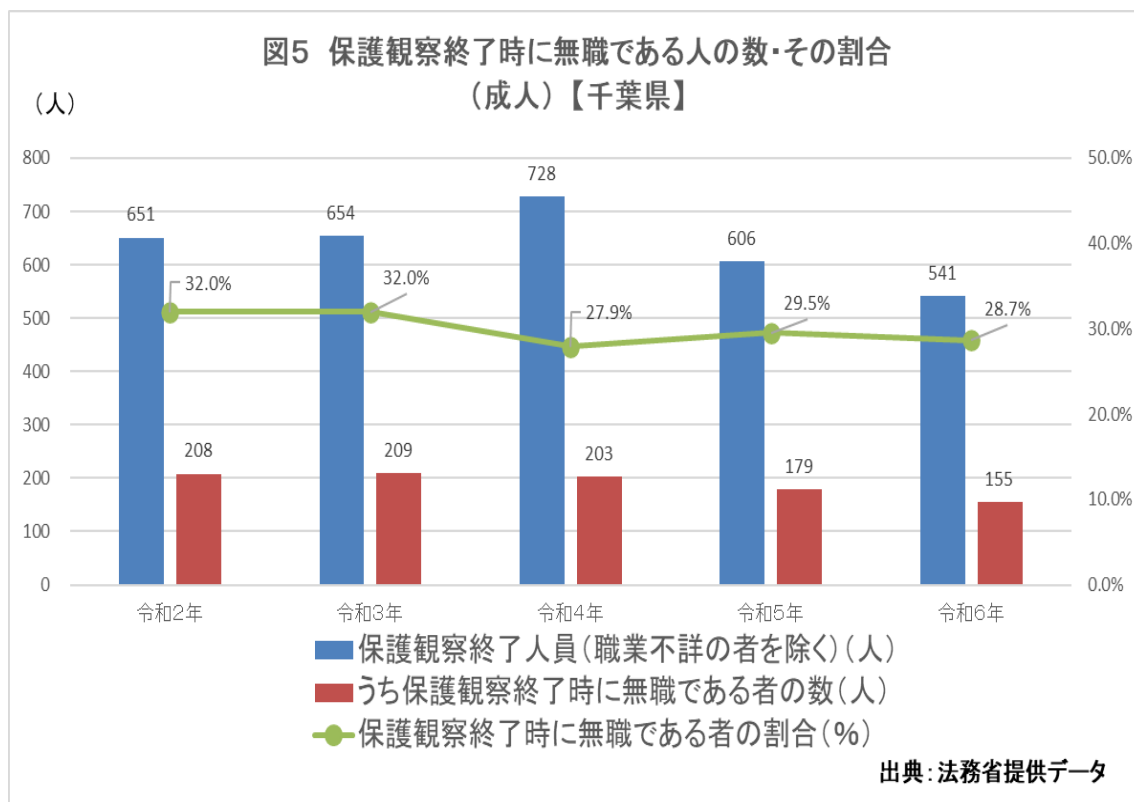
本県においては、犯罪をした人等の「社会復帰に向けた包括的支援体制の整備」（出口支援）において、地域の福祉関係機関の支援を受けることが望ましい支援対象者に対して、矯正施設に入所中からその希望を踏まえた就労支援を行ってきました。

一方で、犯罪をした人等が求職活動を行う上で必要な知識・資格等を有していない等により、求職活動が円滑に進まない場合があること、自らの能力に応じた適切な職業選択ができないこと等により、一旦就職しても定着しない場合が多いこと、犯罪をした人等の中には、障害の程度が福祉的支援を受けられる程度ではないものの、一般就労をすることも難しい人が少なからず存在すること等の課題があります。

また、協力雇用主への登録数は近年増加傾向にありますが、協力雇用主への就職を希望する人が少ないこと、本人の希望する就労条件と協力雇用主の雇用条件が一致しないこともあるため、実際に犯罪をした人等を雇用している協力雇用主は、いまだ一部にとどまっている実態があります。

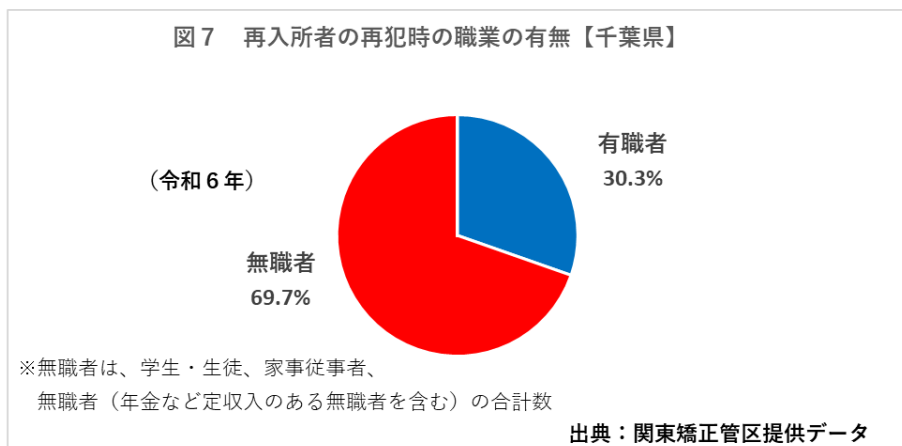
○ 保護観察終了時に無職である人の数・その割合

千葉保護観察所において、保護観察終了時に無職である人の割合は、成人で30%前後、少年で10%前後を推移しています。



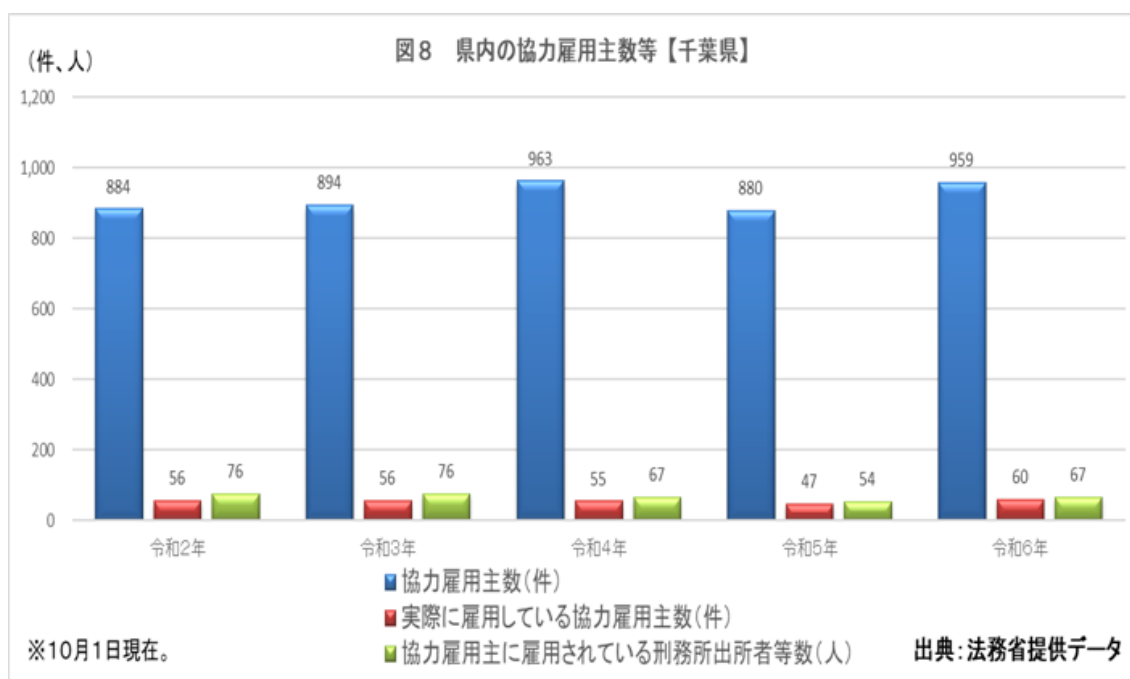
## ○ 再入所者の再犯時の職業の有無

令和6年に刑事施設に入所した人のうち、再入所に係る犯行時の居住地が千葉県であった人について、再犯時に無職であった割合は約7割となっています。



## ○ 県内の協力雇用主数等

県内において、協力雇用主に登録している雇用主数は1,000件近くあるものの、実際に刑務所出所者等を雇用している雇用主の割合は5%程度に留まっています。



## 【本県における取組の方向性と概要】

- ・ハローワーク等の雇用支援施策によっては直ちに就職が困難な生活困窮者及び生活保護受給者に対して、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を図ります。
- ・生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者の相談支援を行うとともに、直ちに一般就労が難しい人に、本人の状況に応じた就労機会の提供を通じて就労訓練等を実施する民間事業者の取組を促進します。

- ・保護観察対象少年の円滑な社会復帰に向け、就労支援の一環として、千葉保護観察所から推薦を受けた保護観察対象少年を県の非常勤職員として雇用します。

【健康福祉指導課】

- ・県内 16 か所に設置されている障害者就業・生活支援センターにおいて、就労の基盤となる生活支援を行います。

【障害福祉事業課・産業人材課】

- ・障害者の就労や経済的自立の支援となるよう、「千葉県の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」に基づき、障害者施設等からの調達を推進します。
- ・令和 6 年に策定した「第八次千葉県障害者計画」に基づき、就労支援の充実や福祉施設から一般就労への移行等を図るとともに、就職後の定着支援体制の充実を促進します。

【障害福祉事業課】

- ・ジョブカフェちばや千葉県ジョブサポートセンター等の就労支援施設において、若者・女性・ミドル世代・シニア世代等の求職者に対して、一人ひとりの状況に応じたきめ細かい就労支援をハローワーク等と連携して行います。
- ・千葉県刑務所出所者等就労支援事業協議会に参画し、保護観察所等と千葉県内の雇用情勢等の情報や課題を共有することで、連携を図ります。

【雇用労働課】

- ・就労につながる専門的な知識、技能を習得するため、県立のテクノスクール（5校）及び障害者テクノスクールにおける職業訓練を行います。
- ・千葉障害者就業支援キャリアセンター等において、障害者に対し、ハローワークと連携した就労支援を行います。

【産業人材課】

- ・農林水産業に就業を希望する人に対し、就業に必要な基礎的技術を習得するための研修や、受け入れ先とのマッチング、就業に関係する資格の取得等の支援を行います。

【担い手支援課・森林課・水産課】

- ・協力雇用主による矯正施設出所者等の雇用を促進することにつながることから、建設業の担い手確保の取組の一環として、矯正施設出所者等を雇用し、自立及び社会復帰に協力する協力雇用主として登録している企業については、県の建設工事の入札参加業者資格者名簿の審査において加点評価を行います。

【建設・不動産課】

- ・少年センター（都道府県警察に設置し、少年補導職員を中心に非行・被害防止に向けた取組を実施）等において、支援活動の対象となる少年に対して、必要な助言・指導を行う等の就労支援に取り組みます。

【県警察本部少年課】

## 【国における取組の方向性と概要】

### （関東矯正管区）

- ・ 関東矯正管区矯正就労支援情報センター室（通称「コレワーク関東」）において、受刑者等の就労先を在所中に確保し、出所後速やかに就労に結び付けるため、帰住地や取得資格等の情報を一括管理し、出所者等の雇用を希望する事業主の相談に対応して、事業主のニーズに適合する人を収容する矯正施設の情報を提供します。
- ・ 刑務所出所者等の就労の確保に向けて、管内矯正施設及び保護観察所、並びにハローワーク等と連携します。
- ・ 事業主に対し、職種と対象者との雇用需要を結びつけ「息の長い」支援を続けるとともに、犯罪をした人等の再犯防止につながる職場安定のための連携を継続します。

### （千葉刑務所・市原刑務所・市原青年矯正センター）

- ・ 保護観察所等と連携し、就労の確保や職場定着に著しく困難が伴う可能性の高い受刑者を適切な時期にスクリーニングし、出所後の生活まで視野に入れた切れ目のない包括的な就労支援を行います。
- ・ 就労支援対象者に対し、ハローワークと連携して、職業相談、職業紹介等の就労を支援する活動を行うほか、職業訓練を活かした就労先の確保を行います。
- ・ ハローワーク担当者による面談や、協力雇用主による講話、就労支援フェスタ等の実施により、就労支援に関わる団体との連携強化を図ります。

### （八街少年院）

- ・ ハローワーク担当者や民間企業等による在院者向けの職業講話、キャリアカウンセラーや社会福祉士等による個別面接を実施し、在院者の就労意欲の喚起を図ります。
- ・ 少年院の就労支援により、在院中に採用内定を得て出院した人や雇用することになった企業から相談を受けた場合、出院者からの相談制度を利用して、フォローアップ等を行います。

### （千葉少年鑑別所（千葉法務少年支援センター））

- ・ コレワーク関東、保護観察所及び更生保護施設等と連携し、刑務所出所者等に対し職業適性検査や知能検査等を実施することで、適性を見極めたり、職場定着のための助言を行ったりする等、就労に係るサポートをします。

### （千葉保護観察所）

- ・ ハローワークや矯正施設等の関係機関・団体と連携し、千葉県刑務所出所者等就労支援事業協議会を設置するとともに、千葉県就労支援事業所と連携し、保護観察対象者等の就職活動支援、就労継続に必要な生活指導や職場訪問によって助言等を行う職場定着支援、協力雇用主に対する就労奨励金制度等の実施、協力雇用主の登録及び事例検討会の開催を行います。
- ・ 保護観察対象者等の就労の確保及び職場への定着に向け、千葉県就労支援事業者機構と緊密な連携を図ります。

### （千葉労働局）

- ・ 刑務所出所者等の就労を効果的に支援するため、矯正施設及び更生保護施設と連携

して「刑務所出所者等就労支援事業」を実施します。

- ・ 矯正施設、更生保護機関を管轄するハローワークに就職支援ナビゲーターを配置し、支援対象者等の就職活動地を管轄するハローワークには、保護観察官、ハローワーク責任者及び就職支援ナビゲーター等を構成員とした「就労支援チーム」を設置し、職業相談・職業紹介等の個別支援や職業講話、トライアル雇用及び職業訓練等を活用した事業を推進します。

## コレワーク関東の取組について（関東矯正管区）



コレワークキャラクター「コレまる」

千葉県のみなさま、こんにちは。コレワーク関東です。

「コレワーク（関東）ってなに？」とお思いの方もいらっしゃると思いますので、御説明させていただきます。

「コレワーク」は、法務省が設置した「矯正就労支援情報センター室」の通称名で「Correction（矯正）」、「Core（中核）」、「Collection（情報収集）」の「コレ」と、仕事を表す「Work」を組み合わせたものです。

全国8つの矯正管区にそれぞれコレワークが設置されていて、コレワーク関東は、関東・甲信越・静岡の1都10県を担当しています。

コレワークは、刑務所出所者等の雇用を検討されている事業主様をサポートする部署です。

事業主様が出所者等を採用したいと考えたとき、雇用ニーズにマッチする受刑者等が、現在どこの刑務所等に收容されているのかを知ることはできないと思います。

どこに求人を出せばいいんだろう？



例えば、会社に近いという理由で近くの刑務所等に求人を出しても、出所後は会社から離れている地元に戻るという受刑者等もいて、うまくマッチングできないケースがあります。そこでコレワークの出番です。

コレワークでは全国の受刑者等の資格、職歴、帰住予定地など就労に必要な情報を一括管理しているので、事業主様の雇用ニーズにマッチする者を收容する刑務所等を検索して御紹介することができます。（施設名をお伝えします。）

事業主様は、その施設情報をハローワークの受刑者等専用求人（一般には非公開の求人票）に登録して求人することで、ミスマッチを減らしつつ、広域のマッチングも可能となります。

千葉県の事業主様からは、令和5年度、令和6年度の2年間で、コレワーク関東に約180件（延べ数）の御相談をいただき、また、約80件（延べ数）の内定を出していただいています。

コレワーク関東では他にも、出所者等の雇用経験が豊富な事業主を招いて質疑応答やシンポジウムを行い、出所者等雇用の実際や職場定着の工夫などについてより理解を深め、雇用の充実につなげていただく「雇用支援セミナー」、刑務所等の見学、意見交換などを行う「スタディツアー」などの行事を開催しています。



雇用支援セミナー  
（パネルディスカッション）

出所者等の雇用を検討されている事業主のみなさま、一度御相談ください！  
お待ちしております。



▼お問い合わせはフリーダイヤルで▼  
つなぐ コレワーク  
0120-29-5089  
受付時間 10:00～17:00（平日のみ）

## 【民間団体等における取組の方向性と概要】

### （中核地域生活支援センター）

- ・生活全般にわたる相談を受ける中で、地域の関係機関と協働して、就労に関する相談にも応じていきます。

### （千葉県弁護士会）

- ・各自治体で設置されている生活困窮者の自立相談支援機関につなぎ、就労準備支援事業の利用や職業訓練・給付金制度の利用を促します。

### （千葉県就労支援事業者機構）

- ・就労支援員を配置し、保護観察及び更生緊急保護の対象者並びに刑事施設入所中の受刑者及び少年院在院者に対する就職支援を行います。
- ・協力雇用主のもとへ就職した保護観察及び更生緊急保護の対象者と協力雇用主に対する職場定着支援、協力雇用主に対する研修・ネットワーク構築等の支援を行います。
- ・協力雇用主、協力雇用主登録希望事業所及び人手不足で刑務所出所者等を雇用する可能性のある事業所に対する啓発・情報収集・ハローワークの専用求人提出の勧奨といった支援に取り組みます。
- ・保護観察及び更生緊急保護の期間を経過した人に対しても、引き続き一定期間は就職支援及び職場定着支援が実施できるようにするため、スキームの構築と実効性のある体制作りを関係機関とともに検討していきます。
- ・矯正施設で実施される就労支援説明会に出席し、受刑者の就労先の確保に努めます。

### （更生保護施設（千葉県帰性会））

- ・更生保護施設入所者（被保護者）の求職活動を支援するため、ハローワークや就労支援事業所等の活用を図り、また、専門の講師による「就労支援セミナー」を開催して被保護者の就労確保に取り組みます。

### （千葉県更生保護助成協会）

- ・身元保証事業を行い、刑務所出所者等が雇用企業に損害を与えた場合の保証に関する手続きを行います。

## 地域の更生保護活動を支えて 【更生保護法人 千葉県更生保護助成協会】

「更生保護」とは、犯罪や非行をした人たちが通常の社会生活を送る中で、その改善更生に必要な指導や援助を行い、健全な社会の一員として立ち直りを助けることです。

当協会は、犯罪や非行のない安全・安心な社会を作ることがを念願して昭和26年に設けられ、安全で安心な千葉県の実現を目指し、地域における更生保護事業の推進を支援しています。

当協会では、千葉県内における更生保護に関する事業の充実・発展に寄与することを目的に、「犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生に必要な保護を行う通所・訪問型保護事業」及び「改善更生を助けることを目的とする事業に関する啓発、連絡、調整又は助成を行う地域連携・助成事業」の2つの事業を行っており、具体的には次のような事業を実施しております。

- (1) 更生保護事業を営む者に対する助成
- (2) 保護司活動に対する助成
- (3) 更生保護に関する民間協力組織に対する助成
- (4) 犯罪予防を図るための世論の啓発
- (5) 保護観察に付されている者や、矯正施設等から釈放された者に対する金品の給与

これらの事業は、地方自治体からの補助金や助成金のほか、賛助会費や篤志家の皆様による寄附により支えられています。

## 【認定特定非営利活動法人 千葉県就労支援事業者機構】

### ○ 千葉県就労支援事業者機構

2009年(平成21年)12月に特定非営利活動法人(NPO法人)として設立認可されました。

就労支援事業者機構とは、「犯罪等をした人の就労の確保は、一部の篤志家だけでなく、経済界全体の協力と支援により成し遂げられるべき」との趣旨に基づき、事業者の立場から安心安全な社会づくりに貢献する活動を行うことを目的に作られた組織で、全国機構と50の都道府県機構があります。千葉県就労支援事業者機構は、事業者・個人・団体等で構成される会員からの会費と全国機構からの助成金で運営しています。「就労支援」のほか協力雇用主への給与助成や、研修会等を通じた啓蒙活動を行っています。

**会員数 389** (令和7年3月末時点)

第一種会員	事業者団体	6
第二種会員	一般の事業者	215
第三種会員	各地区協力雇用主会	18
第四種会員	事業者以外の個人、法人又は団体	36
賛助会員	個人、法人又は団体	114

※第二種、第四種、賛助会員に会費のご協力をいただいています。

## ○ 千葉県更生保護就労支援事業所

2014年度（平成26年度）から法務省の「更生保護就労支援事業」を受託し、千葉保護観察所より選定された就労支援対象者の最適かつ早期の就労を実現するため、ハローワークや保護司会等の関係機関・団体と緊密に連携・協力して訪問面談を重ね、時には協力雇用主と矯正施設にも同行する等の「就職活動支援」活動を行ってきました。

あわせて「職場定着支援」を受託し、支援対象者が就職した後に職場に確実に定着できるよう、対象者及び雇用主の双方に対し助言・指導・相談等を行っています。

### 協力雇用主数 984 事業者（令和7年3月末時点）

業種	建設業	サービス業	運送業	医療福祉	電気ガス	その他
雇用主数	636	75	58	47	44	124

### 就職活動支援業務実績

年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
支援人数（人）	89	121	103	92	92

### 職場定着支援業務実績

年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
支援人数（人）	54	49	45	52	49

## ○ 無料職業紹介事業

これまで保護観察期間終了後など「更生保護就労支援事業」の対象外の人に対する支援ができませんでしたが、2021年（令和3年）5月、厚生労働省より「無料職業紹介事業」の許可を取得し、従来の支援対象者に加え、求職者については犯罪者や非行少年及び千葉県内の地方公共団体、児童相談所、児童自立支援施設、弁護士会等から要請のあった方も対象として支援を行うことが可能となりました。

### 職業紹介実績

年度	令和3年度	4年度	5年度	6年度
支援人数（人）	3	7	16	16

支援対象者の適性等を考慮すると、協力雇用主の業種に偏りがあることが課題の一つです。就労・定着支援実績を積み重ねるなか、広報・啓蒙活動を充実させて幅広い事業主の協力を得られるよう活動しています。

## ② 住居の確保等

### 【現状認識と課題等】

犯罪をした人等が地域社会において安定して健全な社会生活を送るために、適当な帰住先の確保は必要不可欠ですが、国の第二次再犯防止推進計画によれば、適当な帰住先が確保されていない刑務所出所者の2年以内再入率が、更生保護施設等へ入所した仮釈放者に比べて約2倍高くなっていることが明らかになっています。

法務省の矯正統計年報によれば、刑務所満期等出所者のうち約4割が適当な住居が確保されないまま刑務所を出所しており、さらに、これらの人が再犯に至るまでの期間は、帰住先の確保されている人と比較して短くなっていることがわかっています。

これまで、国や県、市町村においては、新たな住宅セーフティネット制度の創設、生活保護制度や一時生活支援事業等を通じた生活困窮者に対する住居の確保に向けた支援、犯罪をした人等で親族等のもとへ帰住できない人を受け入れる更生保護施設や自立準備ホームの確保等を行ってきました。

また、第一次計画のもとでは、犯罪をした人等の「社会復帰に向けた包括的支援体制の整備」（出口支援）において、地域の福祉関係機関の支援を受けることが望ましい支援対象者に対して、矯正施設入所中から帰住先確保に向けた支援を行い、本人が支援を辞退したケースを除き、ほとんどのケースにおいて帰住先を確保してきました。

千葉県にある更生保護施設「千葉県帰性会」においては、仮釈放者を中心に受け入れを行っていましたが、老朽化に伴い建替工事を行い、令和7年3月に新施設が完成し、令和7年5月から受け入れを再開しています。今後は、本施設を拠点として利用者の社会復帰支援を一層充実させるとともに、地域との連携を深めていきます。

自立準備ホームにおいては、更生緊急保護対象者を中心に、生活困窮者、薬物依存の問題を抱えている人、福祉サービスにつなげる必要がある人等、それぞれの施設が持つ特徴に合わせて受け入れを行っています。

一方で、更生保護施設等は入居できる期間に限りがあり、あくまでも一時的な居場所であることから、地域社会において安定した生活を継続的に送るためには、恒久的な住居の確保が不可欠であり、更生保護施設等を退所後の適当な住居の確保や、退所後の生活が安定するまでの間のフォローアップが重要となります。

しかし、犯罪をした人等は、前歴があることに加えて、頼れる身寄りがおらず、アパートや福祉施設に入居する際に求められる身元引受人や緊急連絡先の確保が困難なことや、家賃滞納歴により民間家賃保証会社を利用できない、敷金・礼金を用意できないといったこと等により、住居の確保が難しい状況があります。

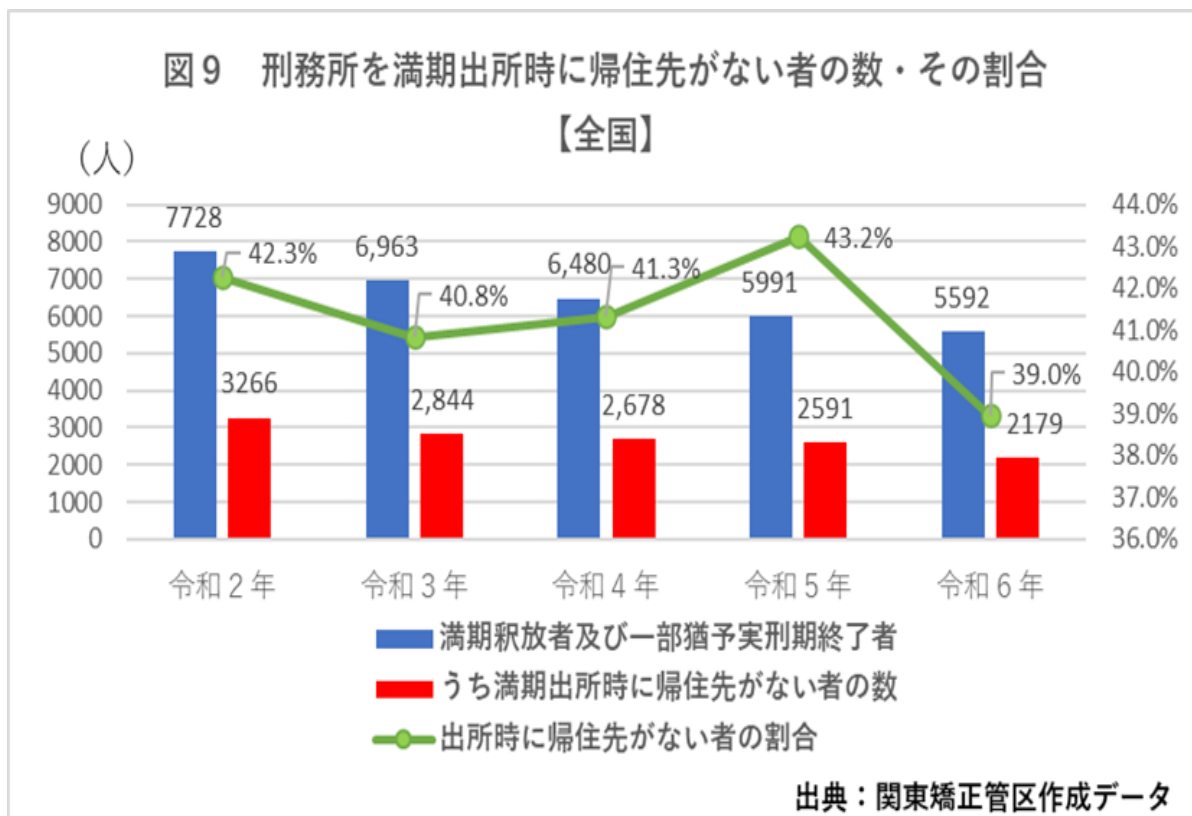
更生保護施設や自立準備ホームについては、処遇困難者に対する処遇や地域社会への移行支援等、その役割が拡大してきていますが、その一方で、更生保護施設等では、過去に犯した罪の内容や嗜癖等本人が抱える問題、地域社会との関係により、特に受入れが進みにくい人がいる実情があります。

また、起訴猶予者や全部執行猶予者等の更生緊急保護対象者のうち、福祉サービス等

につながらない人に対する支援は、極めて短期間のうちに釈放後の住居を調整する必要もあり、受け皿となる居住場所の確実な確保が喫緊の課題となっています。

住居の確保は、再犯の防止等を推進する上で最も重要な要素の一つであることから、第二次計画においても、関係機関・団体がつ知見や情報を十分に活用して、連携・協力して取り組んでいく必要があります。

○ 刑務所を満期等出所時に帰宅先がない者の数・その割合



※「帰宅先がない者」とは、健全な社会生活を営む上で適切な帰宅先を確保できないまま満期釈放により出所した人をいい、帰宅先が不明の人や暴力団関係者のもとである人等を含みます。

## 「自立準備ホーム」とは

法務省は、更生保護施設のほかに社会の中に多様な居場所を確保する方策として、平成 23 年度（2011 年度）から「緊急的住居確保・自立支援対策」を実施しています。

具体的には、あらかじめ保護観察所に登録した民間法人・団体等に対し、保護観察所が、刑務所出所者等に対する宿泊場所や食事の提供、生活指導（自立準備支援）を委託するもので、この宿泊場所を「自立準備ホーム」と呼びます。自立準備ホームには、ホームレス等の生活困窮者支援を行う N P O 法人が所有するアパートや、社会福祉法人が運営する障害者のグループホーム、児童福祉法上の自立援助ホーム、宗教法人や薬物依存症者の自助グループが管理する施設等、様々な分野からの参入があり、宿泊場所の形態も施設内の一室、アパート、一軒家など様々です。また、登録は年度ごとの更新制です。

自立準備ホームに委託するメリットとしては、生活困窮者や薬物依存者、障害者等の様々な対象への支援を通じて培われた各団体の持つノウハウを、刑務所出所者等の社会復帰にも活用できることに加え、単身用アパートから共同生活を行う施設まで、宿泊場所も多様であることから、刑務所出所者等の特性に合わせた委託が可能になること等があげられます。なお、委託の際には自立準備ホームに費用が支払われます。

## 自立準備ホーム（NPO 法人ガンバの会）の現状

「自立準備ホーム」（更生緊急保護制度）は、帰住地がない触法者を千葉保護観察所からの委託で受け入れる、いわゆる、施設からの「出口支援」の一つです。対象者は、刑務所からの出所者のみならず、罰金刑者、執行猶予者、起訴猶予者と多彩です。最近、千葉県弁護士会の「社会復帰支援制度」、また千葉地方検察庁からの受入れ依頼、連携も増えています。

利用者のほとんどは、「住まい」のみならず、「仕事」「所持金」がないということでも共通しています。さらに相談し、支援を求められる人間関係を喪失していることも同様です。再犯防止の観点からも、これらの課題をクリアしていくことが重要になります。

「自立準備ホーム」制度の利用は期限がありますので、再犯防止のためにも、利用期間中に法人職員との信頼関係の醸成、かつ制度利用後の本人の希望を確認しつつ、「住まい」確保に力を注いでいます。しかし、触法者であることはもちろん、対象者が高齢者となると「住まい」の確保が厳しい現実が広がっていますが、地域の不動産管理会社との連携しながら、何とか「住まい」確保を優先的に行っています。

ただ「住まい」が確保できたとしても、就労の課題、また人間関係を喪失し、社会的孤立状態にあることは変わっておらず、新しい「住まい」への移行後、様々な交流プログラムを行いながら、人との出会いを推奨・推進しています。いずれにしても、新しい人生支援のスタートは「住まい確保」後と考えており、息の長い伴走型支援がここから始まります。

その後も様々な課題・問題が起こっていきませんが、地域定着を願いながら、制度につないだり、関係団体の協力を得ながら、歩んでいます。大変なことも多くありますが、就労し、経済的自立を果たす方がおられたり、ボランティアに頑張られる方があったり、嬉しくなることも少なくありません。

「自立準備ホーム」制度は、再犯防止のために大変重要な役割を担っていると言えます。

### 利用者の声 （Nさん）

私はホームレス時代に空腹を満たすため、「からあげ1パック」を万引きし、警察の世話になりました。検事さんより「直ぐに出しても良いが、住むところもないと同じことを繰り返すので、もう少し居なさい」と言われ、ガンバの会を紹介されました。自立準備ホーム制度を利用し、その後、理事長や職員の皆さまの手厚いご支援、ご指導により、アパート入居支援、就労支援等々、多大なご尽力をいただきました。また命に関わる重病で入院した際にも温かいご支援をいただきました。退院後、今は日々楽しく、ヘルパーの仕事も行いながら、充実した日々を過ごせております。

本当に感謝の気持ちしかありません。今後は微力ですが、恩返しができるほど強く思っています。

## 【本県における取組の方向性と概要】

- ・ 自立相談支援機関での相談等により、住居の確保や就労自立等の包括的な支援に取り組みます。
- ・ 更生緊急保護の一時的な受け皿として、高齢者や障害者、生活困窮者を受入可能な既存の福祉施設や自立支援施設の活用を図るため、支援関係団体や法人に対し、自立準備ホーム制度の周知や活用の働きかけを行います。
- ・ 千葉県の住宅確保要配慮者居住支援協議会である、千葉県すまいづくり協議会居住支援部会の活動を通じて、再犯防止における居住先確保の重要性等の周知に努めます。

【健康福祉指導課】

- ・ 住宅セーフティネット法に基づき、更生保護対象者等を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録や、入居相談等を行う住宅確保要配慮者居住支援法人の指定の促進に努めます。また、更生保護対象者等の円滑な住居の確保に向け、住宅確保要配慮者居住支援法人や一般社団法人千葉県居住支援法人協議会と関係機関・団体等との連携強化の方策を検討します。

【住宅課・健康福祉指導課】

## 【国における取組の方向性と概要】

### （千葉地方検察庁）

- ・ 更生緊急保護に関して、被疑者又は被告人からの申出に基づき、適時適切に千葉保護観察所に情報提供を行うほか、随時意見交換会を実施する等、緊密な連携体制を構築します。

### （千葉刑務所・市原刑務所・市原青年矯正センター）

- ・ 出所後に経済的に困窮する人に対して、生活困窮者自立支援法に基づく支援や民間のホームレス支援団体等と協力しながら、住居の確保を行います。
- ・ 個々の状況に応じて、中核地域生活支援センター、地域生活定着支援センター、保護観察所、更生保護施設、自立準備ホーム等の関係機関と適切な連携を心掛け、帰住先が定まらないことによる再犯のリスクを減らす取組を進めます。

### （八街少年院）

- ・ 個々の状況に応じて、中核地域生活支援センター、地域生活定着支援センター、保護観察所、更生保護施設、自立準備ホーム等の関係機関と適切な連携を心掛け、帰住先が定まらないことによる再非行のリスクを減らす取組を進めます。
- ・ 専門家の知見を活用して、地方公共団体の関係窓口との連携を強化し、在院者の社会復帰に資する関係構築を図ります。

### （千葉保護観察所）

- ・ 刑務所出所者等で帰住予定地や住居のない人については、更生保護施設や自立準備ホームでの受け入れのほか、協力雇用主の住込み先やホームレス支援団体が管理する施設への入所等により、住居の確保に努めます。
- ・ 千葉地方検察庁から、起訴猶予等で身柄の拘束が解かれる人に対して保護の依頼が

あった場合には、保護観察官等による面接をした上で、更生保護施設や自立準備ホーム等の帰住先の調整を行います。

- ・ 特別調整対象者については、千葉県地域生活定着支援センターと連携し、福祉施設等への入所が決定するまでの間、一時的に更生保護施設や自立準備ホームへ帰住することが必要な場合には、調整を行います。
- ・ 更生保護施設からの退所後の生活が安定し、地域生活への定着が図られるよう、更生保護施設による退所者へのフォローアップの取組を推進します。
- ・ 関係機関・団体の協力を得て、更生保護施設の役割について近隣住民の理解を促し、より充実した運営がなされるよう支援を行っていきます。
- ・ 自立準備ホームとして登録される施設を開拓し、より多くの人を保護できる体制づくりに努めます。

## 更生保護施設【千葉県帰性会】

犯罪をした者及び非行のある少年の中には、頼ることのできる親族などがいなかったり、居住環境が改善更生の場として適当でなかったり、あるいは、本人が何らかの負因を抱えているために、直ちに健全な社会生活を送ることが困難な人たちがいます。更生保護施設は、こうした人たちを一定期間保護し、必要な援助をすることで、円滑な社会復帰を促すという重要な役割を担っています。刑務所を出所した人の約5分の1、仮釈放者に限れば約3分の1が更生保護施設に帰住しており、更生保護施設は、矯正施設と一般社会の橋渡しの存在として、刑事政策上欠かすことのできない施設となっています。

千葉県帰性会は、国（法務大臣）の認可を受けて設置された千葉県唯一の更生保護施設です。

1897年(明治30年)、成田山新勝寺を中心とする県下の宗教団体により、「千葉保護院」として設立され、1914年(大正3年)、千葉県帰性会と改称されました。人間は本来、仏になる美しい心、仏性を宿しており、過ちを犯した人といえども、仏に帰ってほしいとの思いから、この名称が付けられました。同年、千葉県知事の佐柳藤太氏が免囚保護の重要性を理解され、当会の会長に就任され、以後三代にわたり千葉県知事が会長を務められました。

当会は、設立当初から、頼るべき親族がない刑務所出所者等を保護し、宿泊や食事を提供するとともに、就職指導や金銭管理の指導をするほか、本人に必要な生活指導を行うことで、彼らの自立更生を図り再犯の防止に努めてきた結果、多くの人たちが社会復帰を果たしています。

2009年(平成21年)、千葉県帰性会は、高齢又は障害により特に自立が困難な刑務所出所者等を保護する施設として法務省から指定を受け、福祉の専門スタッフが中心となって、施設退所後の円滑な福祉サービス等に繋げるための各種調整を行っています。

近年では、被保護者が施設を退所した後も、職員が引き続き彼らに寄り添い、継続的に個別相談に応じ、地域で孤立することなく社会生活に順応できるように支援していく『息の長い処遇』=フォローアップ事業=を推進しています。当会としては、彼らが再び罪に陥ることがないように、関係機関・団体とのネットワークを築き、今後一層こうした施策に取り組む計画です。

令和7年3月、当会は全面改築を終え新たな施設が竣工しました。これからも千葉県帰性会が地域に受け入れられ、かつ、支えられるために、地域住民に開かれた施設運営を心掛けるとともに、自治体との緊密な連携を図り、在会者の自立更生と再犯防止に向けた取組を強化し、地域社会の安心と安全に貢献して参ります。



## 【民間団体等における取組の方向性と概要】

### （中核地域生活支援センター）

- ・生活全般にわたる相談を受ける中で、住居の確保に関する相談に応じていきます。
- ・生活保護を必要とする方については、生活保護申請の同行や、その準備として居宅探しにも協力します。
- ・千葉県すまいづくり協議会居住支援部会に参加して、関係機関等と現状を共有しながら新たな取組を検討します。

### （千葉県弁護士会）

- ・生活保護を必要とする方については、生活保護申請の同行や、その準備として居宅探しにも協力します。また、単身で生活することが可能な方については、安易に無料低額宿泊所等を利用させず、居宅探しに協力します。
- ・各自治体で行っている生活困窮者の自立相談支援機関につなぎ、公営住宅の活用を含む一時生活支援事業の利用を促します。
- ・以上のような支援のきっかけとなるべく、生活保護の専門相談を随時受け付けるほか、毎週火曜日の午後1時から4時までの間、無料で電話相談を受けます。
- ・住宅確保要配慮者向けの居住支援拡充のための調査・提言等を行います。

### （更生保護施設（千葉県婦性会））

- ・犯罪をした人等を積極的に受け入れ、衣食住の保護措置や様々な処遇を実施した後、社会的経済的な自立を促すため、関係機関・団体と連携して退所後の居住先の開拓及び調整を行います。

### （自立準備ホーム）

- ・薬物の問題がある人、福祉や医療のサービスが必要な人、経済的に困窮している人、行き先のない女子少年等、個々の自立準備ホームの持つ特性にあった人たちを積極的に受け入れ、住居や食事の提供、生活支援を行います。また、自立準備ホームの退所先について、関係機関・団体と連携して調整を行います。

### （千葉県宅地建物取引業協会）

- ・自治体の住宅関係課、加盟会員（地域の宅地建物取引業者）、居住支援法人等と連携を図りながら、矯正施設退所者を含む住宅確保要配慮者の住宅の確保に取り組みます。
- ・住宅を確保した後、住宅確保要配慮者が地域の適切な医療・福祉機関、支え合いの取組等を活用できるよう、自治体、居住支援協議会、関係機関等との連携強化を図ります。
- ・個々の協力雇用主が、被雇用者の必要性・特性に応じて社員寮又は民間アパートへの入居を支援できるよう、広報・啓発活動を通じて加盟会員並びに民間アパートオーナーの理解促進を図る等、対応可能な住居の確保に向けた取組を進めます。
- ・矯正施設退所者等の住居の確保に関する課題等について調査研究を行い、適宜自治体等が取るべき施策等について提言を行っていきます。
- ・本会・本支部事務所に設置している不動産無料相談所において、矯正施設退所者等を含む住宅確保要配慮者の住居に関する相談に対して、適切な助言・指導及び専門機関の紹介を行います。

### (住宅確保要配慮者居住支援法人)

- ・支援業務の対象とする住宅確保要配慮者に、「保護観察対象者・更生緊急保護を受けている者」「刑の執行のため刑事施設に収容されていた者等」「更生保護対象者その他犯罪をした者等」を含めている住宅確保要配慮者居住支援法人において、民間賃貸住宅への入居を希望する方への相談対応等の支援を行います。

#### 「居住支援法人」とは

住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育する人、その他住宅の確保に特に配慮を要する人）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、住宅確保要配慮者に対し、家賃債務保証の提供、賃貸住宅への入居に係る住宅情報の提供・相談、見守り等の生活支援等を実施する法人として都道府県が指定するものです。

平成 29 年 4 月に改正された「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」（改正住宅セーフティネット法）に法的根拠を持つ法人で、現在千葉県内に 41 法人が活動しています（令和 7 年 11 月 5 日現在）。

- ※ 住宅確保要配慮者の範囲は、「第 4 次千葉県住生活基本計画」において「保護観察対象者・更生緊急保護を受けている者」及び「更生保護対象者その他犯罪をした者等」と定めています。

### 千葉県宅建協会について【(一社)千葉県宅地建物取引業協会】

(一社)千葉県宅地建物取引業協会(略称:「千葉県宅建協会」)は、宅地建物取引業(不動産の売買・仲介、賃貸仲介など)の適正な運営の確保と健全な発展を図ることを目的として、1967年(昭和42年)7月に設立され、県内の宅地建物取引業者の約8割にあたる約3,800社が加盟しております。

ここでは、住宅の確保に特に配慮を要する方(住宅確保要配慮者)の居住支援に関する取り組みとして行っている自治体との連携・協力事業と一般消費者向け不動産無料相談事業についてご紹介いたします。

#### ①「千葉県あんしん賃貸支援事業」への協力

「千葉県あんしん賃貸支援事業」は、住宅確保要配慮者の住まい探しをサポートする不動産仲介業者等を登録し、広く情報提供することで、賃貸住宅への円滑な入居を支援する千葉県の事業です。

本会は、千葉県との協定に基づき、加盟会員の「あんしん賃貸住宅協力店」登録促進を図るとともに、募集登録の取りまとめを行っています(協力店登録会員数=81社 ※2025年11月現在)。



## ②「千葉県すまいづくり協議会居住支援部会」への協力

住宅セーフティネット法第 51 条の規定による居住支援協議会として、平成 25 年 7 月に設置された「千葉県すまいづくり協議会居住支援部会」に構成団体として参画し、千葉県の住宅確保要配慮者の居住支援施策に協力しています。

## ③ 県下 11 支部における各市町村との連携・協力事業

本会は、千葉県内に 11 の支部を設置しています。各支部においても各市町村と連携して、住宅確保要配慮者の居住支援に取り組んでいます。

### 【取組み事例（一例）】

- 千葉支部(千葉市)・・・「千葉市民間賃貸住宅入居支援制度」への協力  
「サービス付き高齢者向け住宅」入居者紹介事業
- 市川支部(市川市)・・・「住宅確保要配慮者等民間賃貸住宅あっせん制度」(市と共同実施)
- 船橋支部(船橋市)・・・「住まいるサポート船橋（船橋市居住支援協議会）」への協力

## ④ 不動産無料相談事業

本会・本支部事務所に設置している不動産無料相談所において、矯正施設退所者等を含む住宅確保要配慮者の住居に関する相談に対して、適切な助言・指導及び専門機関の紹介を行います。

今後も引き続き、自治体や関係機関との連携強化を図りながら、矯正施設退所者を含む住宅確保要配慮者の居住支援に取り組めます。

また、不動産の専門家として、矯正施設退所者等の住居の確保に関する課題等について調査研究を行い、自治体が取るべき施策等について提言を行っていきます。

### (3) 保健医療・福祉サービスの利用の促進

#### ① 高齢者又は障害者等への支援等

##### 【現状認識と課題等】

国の第二次再犯防止推進計画では、高齢者の2年以内再入率は他の世代に比べて高く、また、知的障害のある受刑者については、一般に再犯に至るまでの期間が短い点が指摘されています。

高齢者や障害のある人については、心身の状況や生活環境等を社会福祉士等の専門職が適切にアセスメントし、必要な支援をコーディネートすることで、自立に向けて安定した生活を実現できる可能性が高まることから、本人が矯正施設を出所・出院後に孤立することなく、迅速に必要な福祉サービス等につなげていくことが肝要です。

刑務所出所者等に対する支援（いわゆる出口支援）としては、適切な帰住先が確保されていない高齢者や障害のある人等が、出所・出院後に必要な福祉サービスを円滑に利用できるよう、従来からの刑務所等と保護観察所による生活環境の調整に加えて、平成21年度から特別調整の手続が定められ、厚生労働省で地域生活定着支援事業が実施されています。

県においては、地域生活定着支援センター事業として、矯正施設に入所・入院中で、高齢や障害を理由に出所・出院後に自立した生活を営むことが困難と認められる場合、出所・出院後直ちに福祉サービス等を利用できるようにするための取組を行い、地域の中で自立した日常生活・社会生活を営むことを支援してきました。

また、地域生活定着支援センター事業の対象とならなかった高齢者で地域の福祉関係機関の支援を受けることが望ましい者には、犯罪をした人等の「社会復帰に向けた包括的支援体制の整備」（出口支援）において、矯正施設入所中から面談等を行い、出所後に適切な支援を受けられるよう調整を行ってきました。

しかしながら、高齢者や障害のある出所・出院者の中には、医療や福祉の支援が必要であるにもかかわらず、特別調整や更生緊急保護等を希望せず、それらの支援につながらない場合があること、要介護認定・障害者手帳を取得するほどではないことから、障害や認知症が疑われるものの本人に自覚がない人がいること、保健医療・福祉サービスについて十分な情報を持っていないことから、支援が行き届かないこと等により、自立に向けて安定した生活を営むことができず、再犯につながっているケースもあります。

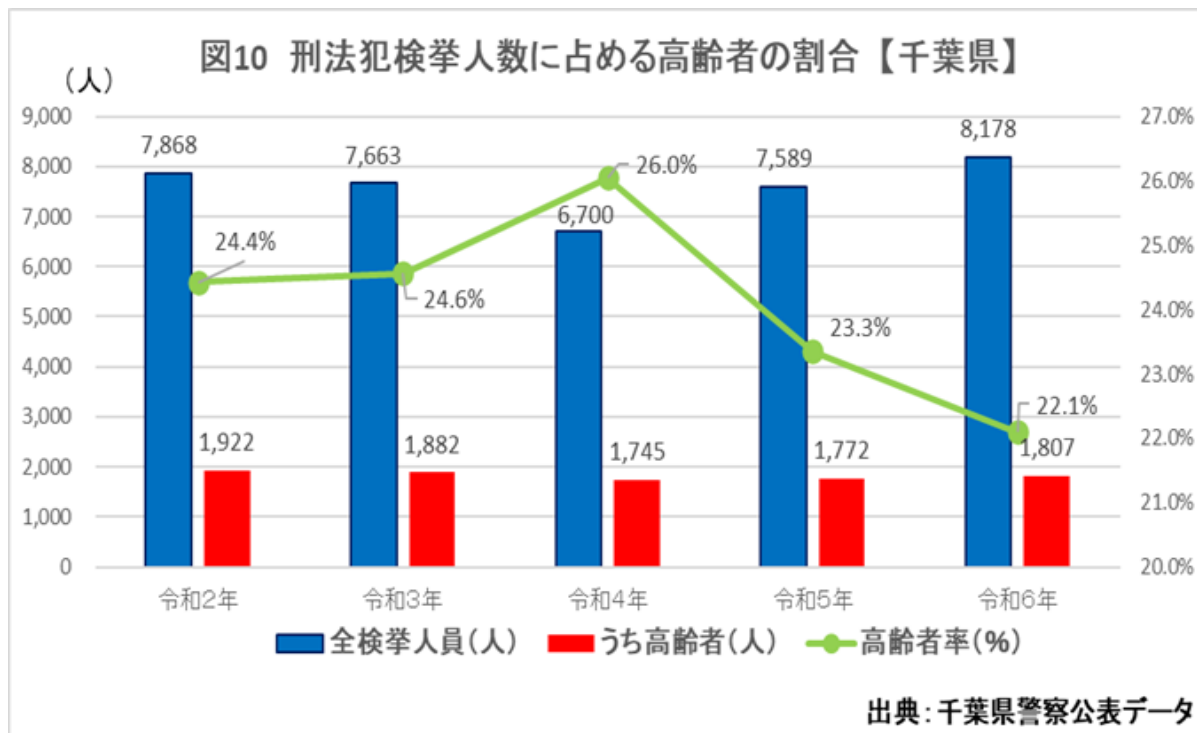
また、高齢者や障害のある出所・出院者は、複合的・複雑化した問題を抱えていることが多いことから、問題の解決には複数の関係機関の連携・協力が必要となり、支援の開始から終了までに相当な時間を要します。加えて、各機関との連絡・調整には、各制度を理解する知識、判断力、コミュニケーション能力が不可欠であることから、高齢者や障害のある相談者が一連の支援を自分一人で行うことは極めて困難です。

さらに、高齢者や障害のある人等、社会的に孤立しやすい傾向のある人への支援は、専門的な知識や経験が必要で、かつ機関や部署間において切れ目なく行われることが

求められることから、関係機関相互の連携・協力体制の充実・強化が大きな課題です。

## ○ 刑法犯検挙人数に占める高齢者の割合

千葉県警察における検挙件数に占める高齢者（65歳以上）の割合は、近年は25%前後で推移しており、概ね4人に1人となっています。



## 【本県における取組の方向性と概要】

- ・ 高齢又は障害を有するため、福祉的な支援を必要とする矯正施設の入所・入院者等について、司法と福祉が連携して、矯正施設入所・入院中から、帰住地において直ちに障害者手帳の発給、社会福祉施設への入所等の福祉サービスを利用できるよう、関東矯正管区や矯正施設、保護観察所、地域の関係機関等との連携を強化します。

【健康福祉指導課】

- ・ 障害のある人が自立及び社会参加できるよう、令和6年3月に策定した「第八次千葉県障害者計画」に基づき、障害者支援のための施策を総合的かつ計画的に実施します。
- ・ 地域における相談支援体制の充実のため、相談支援体制を担う人材の育成や、地域では対応困難な事例や専門分野に係る助言及び相談支援業者のスキルアップに向けた指導等を行います。
- ・ 電話相談窓口や来所窓口において、犯罪をした人等や千葉保護観察所等の関係機関からの精神保健福祉に関する相談に応じ、必要な助言を行います。

【障害者福祉推進課】

- ・ 施設サービスが必要な人が、必要な時に利用できるよう、特別養護老人ホーム等の計画的な整備を進めるとともに、養護老人ホーム、軽費老人ホームについては、利用状況等を勘案し、必要な定員数を確保します。

- ・医療や介護が必要な高齢者が増加する中、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯が急増すると見込まれていることから、高齢者が地域で安心して暮らせるようにするため、ライフライン事業者等を活用した見守り・生活支援ネットワークづくりや、NPO、ボランティア等の多様な実施主体による生活支援サービスの提供を推進します。
- ・住民の多様なニーズや相談に対応する地域包括支援センターについて、職員が専門性を活かしながら総合的に対応できるよう研修を実施する等、機能強化を図ります。また、地域の実情に応じ、設置を促進します。
- ・生活や仕事等への不安や生きづらさを抱える高齢者が、地域で自立した生活ができるよう、相談支援の充実を図ります。

【高齢者福祉課】

### 「地域包括支援センター」とは

高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう、高齢者に関する総合相談、介護予防ケアマネジメント、権利擁護等を行う、市町村が設置する機関です。

保健師や、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門の職員が、他の行政機関や医療機関等との連携を取りながら、地域での暮らしを支援しています。

## 【国における取組の方向性と概要】

### （千葉地方検察庁）

- ・高齢又は障害を有する支援対象者について、適切な福祉的支援（医療的支援を含む）につなぐよう、関係機関等との連携を図ります。

### （関東矯正管区）

- ・高齢者又は障害のある人等を、矯正施設からの釈放後に速やかに適切な福祉サービスに結びつける特別調整の取組が効果的に運用されるよう、矯正施設、保護観察所及び地域生活定着支援センター等の関係機関との連携の充実強化を図っていきます。

### （千葉刑務所・市原刑務所・市原青年矯正センター）

- ・保護観察所から特別調整対象者として認定を受けた人や、福祉的支援が必要な人を対象に、釈放後速やかに適切な介護、医療等の福祉サービスを受けることができるようにするため、地域生活定着支援センターや医療機関等と連携しながら支援をしていきます。
- ・特別調整の要件を満たさなかったものの、支援が必要と思われる人については、独自に調整を行っていくほか、更生保護官署を始めとする関係団体との連携強化の充実を図り、切れ目のない支援を推進します。

### （千葉少年鑑別所（千葉法務少年支援センター））

- ・矯正施設退所後、更生保護施設や福祉施設等に帰住した障害者に対し、知能検査や認知症検査を実施し、本人の特性や現状の課題を明らかにした上で、社会適応のための各種の助言を行います。

#### (千葉保護観察所)

- ・高齢又は障害を有し、かつ適当な帰住先が確保されていない矯正施設入所者について、釈放後速やかに福祉サービスを円滑に利用できるようにするために、中核地域生活支援センターや千葉県地域生活定着支援センターと連携し、帰住先の調整や地域における社会生活への移行、自立促進を図るための特別調整に取り組みます。
- ・起訴猶予等、矯正施設における処遇を経ない更生緊急保護対象者のうち、高齢・障害により、自立に向けて福祉サービスを利用することが必要な人に対しては、釈放前に保護観察官による面接を行う等、調査をした上で居住先の確保を行うとともに、福祉サービス等の利用が円滑に行われるよう、千葉県地域生活定着支援センター等の関係機関・団体と連携をとりながら支援をしていきます。

### 【民間団体等における取組の方向性と概要】

#### (中核地域生活支援センター)

- ・矯正施設や千葉保護観察所、地域生活定着支援センター、地域の保健医療・福祉関係機関と連携し、特別調整と一般調整にならない障害者や高齢受刑者等へのコーディネート業務やフォローアップ業務、相談支援業務等を実施します。
- ・被疑者・被告人の段階から、高齢者や障害者等の帰住先のコーディネートやフォローアップ等の支援を実施します。

#### (千葉県地域生活定着支援センター)

- ・矯正施設や千葉保護観察所及び各都道府県の地域生活定着支援センターや地域の保健医療・福祉関係機関と連携し、特別調整対象者や高齢受刑者等へのコーディネート業務やフォローアップ業務、相談支援業務等の地域生活定着促進事業を実施します。
- ・「地域ネットワーク強化業務」として、自治体関係課や市町村の法定化された協議会（自立支援協議会等）、千葉県内の相談機関（中核地域生活支援センター、障害者基幹相談支援センター、地域包括支援センター等）、社会福祉協議会、福祉事業所（社会福祉法人やNPO法人等）の巡回訪問を進め、地域ネットワークの強化を図ります。
- ・被疑者・被告人の段階から、高齢者や障害者等の帰住先のコーディネートやフォローアップ等の支援を実施します。
- ・受刑中の高齢受刑者に対して、福祉制度の理解を深め、出所後に適切に福祉制度を活用できるように、矯正施設と連携して、社会復帰支援指導を実施します。
- ・関東矯正管区、千葉地方検察庁、千葉保護観察所、千葉県弁護士会等から講師の派遣等をいただきながら、地域の保健医療・福祉関係機関との情報交換会を開催し、刑事手続や環境調整等の概要、相談支援、居住支援、就労支援、修学支援、依存症回復支援等に関する講座や事例検討等を通じて、地域ネットワークの強化に努めます。

#### (千葉県弁護士会)

- ・高齢者・障害者を対象とした電話による法律相談を毎週実施するほか、高齢者・障害者を巡る法律課題について面談による各種相談会を実施します。
- ・中核地域生活支援センターとのタイアップ事業として法律相談を実施し、相談担当弁護士を派遣します。
- ・生活困窮状態等にありながら既存の福祉制度のサービスからこぼれてしまっている、あるいはサービスの対象として予定されていないような障害者・高齢者に対する相談会等の取組を、県内の関係団体と連携の上、実施します。

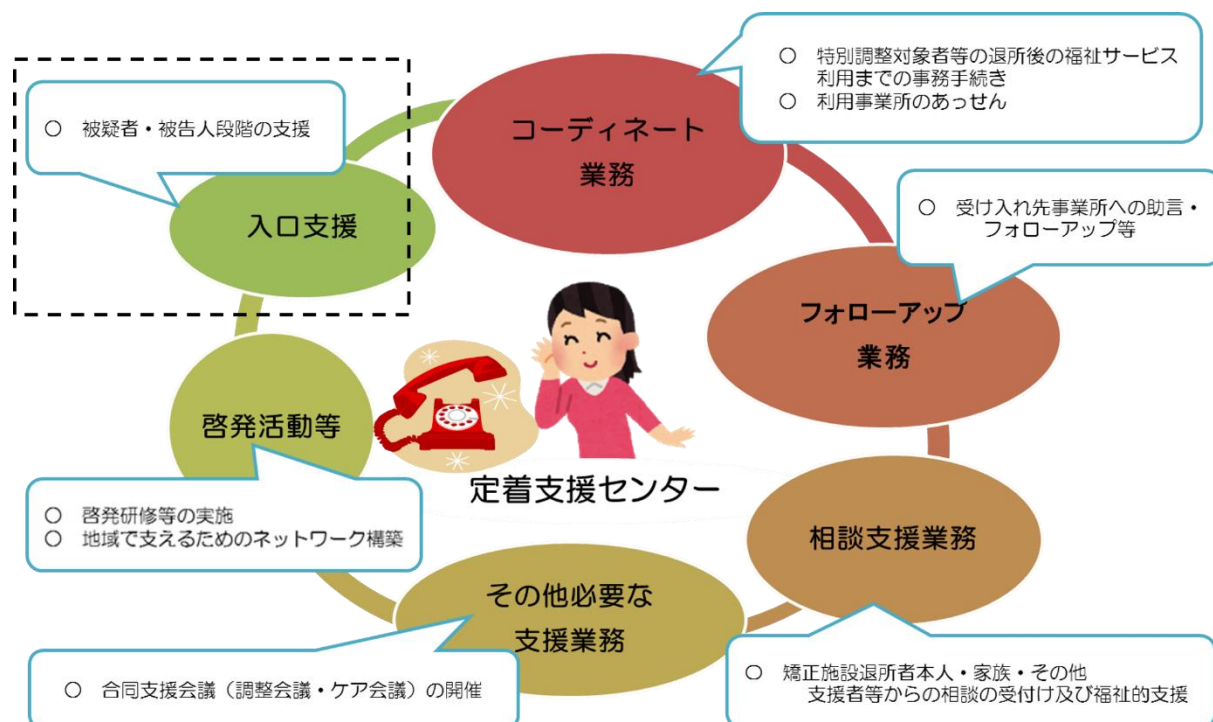
(更生保護施設(千葉県婦性会))

- ・更生保護施設に配置されている福祉専門職員により、高齢者及び障害を有する被保護者に対して、それぞれの個別事情を踏まえ、地域の保健医療・福祉サービス等に繋げるための支援を行います。

(自立準備ホーム)

- ・被保護者の意向を汲み、地域の保健医療や福祉サービス等につなげるための支援を行います。

## 定着支援センターの5つの業務+1



## 司法と福祉を繋ぐ架け橋 千葉県地域生活定着支援センターの取組

千葉県地域生活定着支援センター  
センター長 岸 恵子

2003年頃、刑務所の中には沢山の障害者がいるという噂が広がってきました。実際に服役した人の手記が発表され、官民による共同研究が行われたことで、これは噂ではなく現実のことであることが分かりました。司法と福祉の連携不足により帰る場所のない、身元引受人のいない障害のある人たちが罪を犯して「刑務所へ帰りたかった」と再び刑務所に戻っている現実、これは高齢者についても同様でした。

そこで国は法務省と厚労省の連携事業として2009年7月から全国47都道府県に司法と福祉を繋ぐ架け橋として地域生活定着支援センターを設置しました。千葉県では2010年10月よりNPO法人生活サポート千葉が事業を受託し、障害がある人や概ね65歳以上の高齢者の釈放後の「住まい」や「日中活動先（就労や通所施設など）」を探してきました。

令和3年度から国は「被疑者等支援業務」を地域生活定着支援センターの業務に加えしました。当初は帰る場所のない満期釈放者への支援が中心でしたが、被疑者や被告人段階の人についても釈放されたのちは必要な福祉的支援を得て社会の中で安定して暮らしてもらおうというものです。

先日のことです。事務所に顔を見せてくれた若い男性に「仕事はどうですか？」と聞くと、「楽しいっすね。」とニッコリ笑顔で答えてくれました。数か月前に出会ったこの男性は寮付きの職場を突然解雇され、仕事と住む場所を同時に失っていました。役所に助けを求め、生活保護の申請したものの受給には至らず、公園の水を飲んで飢えをしのぎ、ついに無銭飲食をして逮捕・勾留されていました。弁護士からの相談で男性に会いに行きましたが、20歳の頃に障害者手帳を取得していました。家族の居場所は分からず、ぼんやりとした表情で「以前やっていた飲食店関係の仕事をしたい」と言っていました。のちに釈放された男性に住まいを提供し、生活保護の申請に同行しました。持病の薬が切れていたため、かかりつけ医から紹介状を取り寄せて通院にも付き添っています。男性はみるみる元気になり、いまは自活して自分のアパートから仕事に通っています。

私たちは15年間の仕事の中で、ほんのわずかな手助けがあれば生活を立て直すことができた人たちをたくさん見てきました。《その人が罪に至った背景を知り、そこに必要な福祉的手当てをする》、そういうセンターとしてこれからも活動を続けていきたいと思いますが、本来なら罪を犯した人を支援するセンターなど無くても良い世の中になることが一番の願いです。

## ② 薬物依存を有する人への支援等

### 【現状認識と課題等】

覚醒剤取締法や大麻取締法、ヘロイン等の薬物を取り締まる法律に違反した薬物事犯者のうち、覚醒剤取締法違反による検挙者数は、全国では減少傾向にあるものの、他の犯罪と比べても再犯リスクが高く、より早い段階で刑務所に再び入所する傾向にあります。

大麻取締法違反による検挙者は、平成26年から大幅な増加傾向にあり、中でも10代や20代の若年層の増加率が特に高いことから、薬物事犯の低年齢化が進行しているとともに、覚醒剤等のより依存性の高い薬物に手を出してしまう人が増えていくことが危惧されます。

そのため、薬物依存を有する人に対する適切な支援体制を構築することは、再犯防止を進める上で極めて重要です。

また、薬物の使用等により検挙された人は、犯罪をした人であると同時に、薬物依存症という病気である事例も多いという視点も重要であり、薬物による犯罪を繰り返さないようにさせるためには、薬物を使用しないよう指導するだけでなく、薬物依存症は適切な治療・支援により回復することができる病気であるという認識を持たせ、薬物依存症からの回復に向けた治療・支援を継続的に受けさせることが必要です。

しかし、薬物の使用等により検挙された人の多くは、薬への強度の依存や習慣性等により、自らの意思による薬物使用のコントロールは困難であることから、刑事司法機関による関与の終了後も途切れることのない支援につなげ、支援者により見守りを続けることが必要です。

一方で、薬物依存を有する人の回復と社会復帰には、本人等が相談支援を受けられることのほか、保健・医療機関における薬物依存の治療体制の強化や、自助グループ等の民間支援団体が相互に有効かつ緊密に連携し、その責任、機能、又は役割に応じた支援を効果的に実施すること、そのための情報提供や治療・支援等に携わる人材の育成が課題となっています。

さらに、薬物依存症は、本人のみならず家族や周囲を巻き込み、大きな影響を与えることから、家族等が依存症に対する理解を深め、適切に対応するための情報提供や相談支援を充実していくことも課題としてあげられます。

### 【本県における取組の方向性と概要】

- ・薬物依存症に対応できる医療機関を依存症治療拠点機関・依存症専門医療機関として選定、周知を行い、薬物依存症者の医療提供体制の整備を進めます。
- ・千葉県精神保健福祉センター等では、薬物依存症者が薬物を使用しない生活を続けていけることを目的とした治療・回復プログラムを開催し、薬物依存症からの回復と社会復帰を支援します。
- ・千葉県精神保健福祉センター等では、薬物依存症者の家族を対象に、薬物依存症という病気や回復について正しく理解し、適切な対応方法を学び実践できるよう家族

教室等を行います。

- ・千葉県精神保健福祉センター等では、治療・支援等に携わる人材の育成として、依存症支援者研修を行います。
- ・千葉県精神保健福祉センター等では、自助グループ等の民間団体と連携を図り、薬物依存症者に対し必要に応じて民間団体等を紹介する等の支援を行います。
- ・関係機関が密接な連携を図るとともに、地域における依存症に関する情報や課題の共有を目的として関係機関連携会議等を行います。

#### 【障害者福祉推進課】

- ・取締活動を通じて、薬物乱用者やその家族等を対象に、必要に応じて支援関係機関・団体等相談先の情報を提供することで回復を支援します。
- ・関係機関等と連携し、テレビ、ラジオ等の各種媒体を利用した薬物乱用防止広報を実施し、薬物乱用防止についての啓発を行います。

#### 【県警察本部薬物銃器対策課】

### 【国における取組の方向性と概要】

#### （千葉刑務所・市原刑務所・市原青年矯正センター）

- ・薬物依存離脱指導において、薬物依存の認識及び薬物使用に係る自分の問題を理解した上で、断薬への動機づけを図り、再使用に至らないための知識及びスキルを習得させるとともに、社会においても継続的に薬物依存からの回復に向けた治療及び援助等を受けることの必要性を認識させるような指導を行います。

#### （八街少年院）

- ・特定生活指導（薬物非行防止指導）を実施し、薬物の依存性を認識し、薬物依存に至った自己の問題性を理解させることで、再び薬物を乱用することのないよう指導します。

#### （千葉少年鑑別所（千葉法務少年支援センター））

- ・ワークブック「薬物について考えよう」を実施し、薬物依存に至った自己の問題への理解を深めさせるとともに、再使用に至らないための具体的な対処法について考えさせます。

#### （千葉保護観察所）

- ・薬物依存対象者に対し、医療機関や関係機関と連携又は協力を得て、「薬物再乱用防止プログラム」、任意の簡易薬物検出検査、家族等に対する支援（引受人会）を実施又は開催します。
- ・地域で共同生活を送りながら、薬物依存症からの回復と社会復帰を支援している民間の自助団体であるダルクに対し、薬物依存症者への取組を委託します（一部のダルクには通所による回復訓練も委託しています。）。
- ・薬物依存症者に対する「息の長い支援」を行うため、千葉県精神保健福祉センターや千葉市こころの健康センター、ダルク等で行われる薬物依存からの回復支援のためのプログラム及びミーティングに積極的に関与し、薬物依存対象者が保護観察終了後に

これらの機関や団体の支援を受けられるように引き継いでいきます。

- ・薬物依存症者が、刑事処分又は保護処分終了後も地域において必要な保健医療・福祉的サービスを受けられるとともに、依存からの回復のための「息の長い支援」を受けられるよう、「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」に基づく地域支援ネットワークの構築のため、「薬物依存症対策地域連携協議会」を開催します。

## 【民間団体等における取組の方向性と概要】

### （中核地域生活支援センター）

- ・各機関が主催する薬物依存症からの回復支援に関する懇談会等への出席を通じて、千葉県精神保健福祉センターや千葉保護観察所、民間支援団体等との連携強化を図ります。

### （千葉県地域生活定着支援センター）

- ・各機関が主催する薬物依存症からの回復支援に関する懇談会等への出席を通じて、千葉保護観察所、民間支援団体等との連携強化を図ります。

### （更生保護施設（千葉県婦性会））

- ・薬物依存症者に対する支援を実施する自助グループ等の民間団体との連携を強化し、薬物依存症の問題を抱える被保護者を、必要に応じて医療機関と連携し受診につなげます。

## 「自助グループ」とは

自助グループとは、何らかの障害・困難や問題、悩みを抱えた人が、同様な問題を抱えている個人や家族とともに、当事者同士の自発的なつながりで結びついた集団をいいます。薬物依存症であれば、「ダルク（ドラッグ・アディクション・リハビリテーション・センター）」「NA（ナルコティクス・アノニマス）」、アルコール依存症であれば、「断酒会」「AA（アルコホーリクス・アノニマス）」「マック」等があり、「ジャパンマック」ではギャンブル依存症やネットゲーム依存症等に係る回復支援も行っています。

自助グループではミーティングが開催されており、参加者は他の仲間の話を聞き自分のことを話すことで、依存物質から解放される重要な手立てとなります。中でもダルクでは、通所型と入所型の2通りの参加手段があり、入所型の場合はダルクの施設で仲間と共同生活を送り、施設内や外部会場で日に数回行われるミーティングを中心としたプログラムに参加する生活を続けます。回復プログラムが順調に進めば、施設を出て自宅に戻る等して再び通所によるミーティング参加を続けたり、自宅に近いNA等、別のグループに移ってミーティング参加を続ける人もいます。自助グループに参加するきっかけは、本人や家族からの相談だけでなく、保護観察所等の刑事司法機関や病院等の医療機関からの相談、あるいは市町村等の自治体からの相談による場合もあります。千葉県内にも自助グループとして複数のダルクやNA、AA等が活動を行っており、依存症からの回復を目指す人を支援しています。

### ③ 適切な医療を必要とする人への支援等

#### 【現状認識と課題等】

高齢者や障害のある人による犯罪の背景には、加齢や障害に伴う各種機能の低下が一因となって引き起こされるケースがあります。

認知症や障害のある人が、可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるようになるためには、出所・出院後に、本人の状況に応じた適時・適切な医療・介護等を受けることが必要となります。

そもそも、公的機関や民間事業者等が提供する保健医療サービスは、犯罪をした人等であるか否かを問わず提供され得るものですが、特に判断能力が不十分な人は、保健医療サービスについて十分な知識・情報を持っていないことや、地域の再犯防止に係る取組が十分に進んでいないこと等により、支援を必要としている人に十分な支援が行き届かず、再犯につながっているケースもあると考えられます。

このため、出所・出院後に速やかに必要な保健医療サービスにつながり、対象者一人一人に適した治療や支援が提供されるよう、福祉専門官や刑務官、社会復帰調整官といった司法関係者と医療・介護・予防のスタッフとのケア会議の開催等、各機関の専門家が連携・協力できる体制の充実・強化が課題となっています。

#### 【本県における取組の方向性と概要】

- ・認知症の人やその家族が地域で安心して暮らすためには、地域住民によるさりげない見守りの体制づくりが重要であることから、市町村や関係機関と協働して、独居高齢者の安全確認や行方不明者の早期発見、保護等の地域での見守り体制を整備します。
- ・地域支援の要として、医療、福祉・介護、行政等の関係者と協力しながら、専門職等に対する困難事例への相談対応や助言、関係者のネットワークの構築や調整、地域資源情報の提供等を行う「認知症コーディネーター」及び「認知症地域支援推進員」を養成し、地域における認知症支援体制の構築を推進します。
- ・適切な医療・介護サービス等に速やかにつなぐ取組を強化するため、「認知症初期集中支援チーム」の質の向上のための研修等を実施します。
- ・「認知症疾患医療センター」の整備を始め、認知症患者の診療に習熟し、かかりつけ医への助言や支援を行うとともに専門医療機関や市町村等との連携の推進役となる「認知症サポート医」を千葉県医師会と連携しながら養成し、認知症の早期発見・早期対応等の医療体制の充実を図ります。

#### 【高齢者福祉課】

- ・精神障害のある人の精神症状が急激に悪化した場合等の緊急時でも対応できるよう、「千葉県精神科救急医療システム」による精神科救急医療相談窓口を24時間設置し、適切な医療の確保を図ります。
- ・「千葉県保健医療計画」に基づく保健医療圏単位で、精神科救急基幹病院を中心により身近な地域で速やかに診療が受けられるよう、精神科救急医療施設の拡充を図ります。

- ・ギャンブルやアルコール等による依存や健康上の問題を有する人に対して、必要な治療や支援を行う専門医療機関の整備を進めるとともに、それらの機関に関する情報発信に努めます。

【障害者福祉推進課】

## 【国における取組の方向性と概要】

### (千葉地方検察庁)

- ・医療的支援が必要と認められる支援対象者について、保健所と情報共有を行いながら、医療機関等との連携を図ります。

### (千葉刑務所・市原刑務所・市原青年矯正センター)

- ・保護観察所から特別調整対象者として認定を受けた人や、医療的支援が必要な人を対象に、釈放後速やかに適切な介護、医療等の福祉サービスを受けることができるようにするため、地域生活定着支援センターや医療機関等と連携しながら支援をしていきます。

### (八街少年院)

- ・少年院に入院する人の中には 26 条通報の対象者もいることから、精神障害及び精神障害の疑いのある少年に対し、保護観察所と連携をしながら、出院後の適切な医療等の福祉サービスを受けられる体制を取ります。

### (千葉少年鑑別所(千葉法務少年支援センター))

- ・医療措置の必要性が高いと判断された地域援助の対象者に関しては、医療機関の受診を勧めるとともに、既に医療機関を受診している対象者については本人の同意のもと、当該機関と情報共有・連携しながら支援をしていきます。

### (千葉保護観察所)

- ・医療的支援が必要と認められる保護観察対象者や刑務所出所者等に対して、医療の受診を支援し、受診に当たって本人の同意を得た上で、医療機関との連携を行います。

## 【民間団体等における取組の方向性と概要】

### (千葉県医師会)

- ・認知症サポート医のフォローアップやかかりつけ医等に向けた認知症対応力向上に資する研修を行政と連携して取り組み、認知症の人に対する理解を深め、医療サービスを提供します。
- ・保護観察所や警察、介護・福祉サービス、行政等と連携し、障害があっても必要な人に適切な医療サービスが受けられるよう医療体制の整備を行います。

### (千葉県弁護士会)

- ・認知症等により判断能力が低下しており、法的手続きの支援が必要と考えられる場合には、代理人として、あるいは親族からの依頼を受ける等により申立を行う等、法定後見制度の利用を促します。
- ・生活のしづらさが見られた場合、基幹相談支援センターや地域包括支援センター、

中核地域生活支援センター等と連携して適切な行政サービスが受けられるよう支援を行います。

**(更生保護施設（千葉県婦性会）)**

- ・服薬を必要とする刑務所出所者に対しては、疾病や服薬の情報を把握する等、矯正施設と連携した服薬指導を継続します。
- ・当会入会後に緊急受診が必要な人に対しては、無料低額診療事業を実施する医療機関と連携した支援を行います。
- ・特定の医療機関の協力を得て、月に1回、被保護者の無料健康相談を実施します。